

○文部科学省告示第六十四号

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年六月二十一日

文部科学大臣 盛山 正仁

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の規定に基づく審査を実施するため、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十五年文部科学省告示第四十一号）の全部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

文部科学大臣が私立学校法に基づき認可する学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の申請に係る審査に当たっては、私立学校法その他の法令のほか、この審査基準によって審査する。

第一 学校法人の寄附行為を認可する場合

大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によって審査する。

三 経営に必要な財産について

(一) 大学等（独立大学院大学を除く。）の開設年度の経常経費は、別表第二に定める標準経常経費額以上の額を計上していること。

(二) (七) 「略」

四 役員等について

(一) 「(一)を削る。」

改正前

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の規定に基づく審査を実施するため、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十五年文部科学省告示第四十一号）の全部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

第一 学校法人の寄附行為を認可する場合

大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によって審査する。

三 経営に必要な財産について

(一) 大学等（独立大学院大学を除く。）の開設年度の経常経費は、別表第二に定める標準経常経費額以上の額を計上していること。ただし、人件費については、大学等（独立大学院大学を除く。）の教育研究実施組織を段階的に整備する場合は、この限りでない。

(二) (七) 「同上」

四 役員等について

(一) 理事及び監事は、学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができること認められ、かつ、学校法人の理事及び監事としてふさわ

〔一〕(六) 〔略〕
〔一〕(八)を削る。〕

〔七〕(十) 〔略〕

五 その他

- (一) 文部科学大臣は、第一の規定に基づく認可の審査については、申請者が、私立学校法第二十四条第一項の申請において、偽りその他不正の行為のあった者であつて、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認められる期間(二)において「特定期間」という。)を経過していないものである場合には、当該認可をしないこと。
- (二) 〔略〕

第二 文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によつて審査する。

四 役員等について

役員等については、第一の四の規定を準用する。

五 既設の学校等について

(一) 〔略〕

しい社会的信望を有する者であること。

〔二〕(七) 〔同上〕

〔八〕理事である評議員以外の評議員は、学校法人の設立後速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていること。

〔九〕(三) 〔同上〕

五 その他

- (一) 文部科学大臣は、第一の規定に基づく認可の審査については、申請者が、私立学校法第三十一条第一項の申請において、偽りその他不正の行為のあった者であつて、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認められる期間(二)において「特定期間」という。)を経過していないものである場合には、当該認可をしないこと。
- (二) 〔同上〕

第二 文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によつて審査する。

四 役員等について

役員等については、第一の四(八を除く。)の規定を準用する。

五 既設の学校等について

(一) 〔同上〕

- (二) 既に置かれている学部又は学科（大学設置基準第四十条に規定する学部等連係課程実施基本組織及び短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科を除く。第五の一の(三)、二の(三)及び三の(三)において同じ。）の収容定員充足率（当該認可の申請をする年度の五月一日現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数（設置後修業年限に相当する年数を経過していない学部若しくは学科又は収容定員を変更した後修業年限に相当する年数（編入学定員を変更した学部又は学科にあつては、当該学部又は学科の修業年限に相当する年数と編入学定員を設けている年次の年数との差に相当する年数に一年を加えた年数）を経過していない学部若しくは学科については、修業年限における年次別に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあつては、入学定員と編入学定員の合計数）に相当する数の合計の数）に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。）の数の割合（当該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）をいい、大学に置かれる学部のごとに修業年限が異なる場合は学科について、短期大学に置かれる学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程について算定するものとする。以下同じ。）が、〇・五を上回ること。
- (三) 既に置かれている学部又は学科の収容定員充足率が著しく高いものでないこと。

- (二) 既に置かれている学部又は学科（大学設置基準第四十条に規定する学部等連係課程実施基本組織及び短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科を除く。）の収容定員充足率（当該認可の申請をする年度の五月一日現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。）の数の割合（当該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）をいう。(三)において同じ。)が、〇・五を上回ること。この場合において、大学に置かれる学部のごとに修業年限が異なる場合は学科について、短期大学に置かれる学科ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程について算定するものとする。
- (三) 既に置かれている学部又は学科の収容定員充足率が著しく高いものでないこと。この場合において、収容定員

(四) 既設の大学等又は既設の大学等に既に置かれている学部等（大学等に置く学部、学科、大学院又は大学院の研究科をいう。以下同じ。）（以下「既設の学部等」という。）に、第一から第四までの規定に基づく認可を受け、開設後学校教育法に定める修業年限に相当する年数を経過していないものがある場合、当該認可に係る大学等又は学部等の設置に関する計画が確実に履行されていること。

(五) (八) 「略」

(九) 既設の学校等のための負債に係る償還計画において、開設年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度から完成年度までの各年度における負債償還率（借入金等返済支出から短期借入金（当該借入れを行う年度内に償還期限が到来するものに限る。）に係る支出を控除したものの額と借入金等利息支出の額との合計額が事業活動収入の額に占める割合をいう。以下同じ。）が〇・二以下であること。

(十) (三) 「略」

七 その他

(一) 文部科学大臣は、第二の規定に基づく認可の審査については、申請者が、私立学校法第二十四条第一項（同法第百五十二条第九項及び同条第十項において準用する場合

充足率の算定単位については、(二)後段の規定を準用する。

(四) 既設の大学等又は既設の大学等に既に置かれている学部等（大学等に置く学部、学科、大学院又は大学院の研究科をいう。以下「既設の学部等」という。）に、第一から第四までの規定に基づく認可を受け、開設後学校教育法に定める修業年限に相当する年数を経過していないものがある場合、当該認可に係る大学等又は学部等の設置に関する計画が確実に履行されていること。

(五) (八) 「同上」

(九) 既設の学校等のための負債に係る償還計画において、開設年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度から完成年度までの各年度における負債償還率（借入金等返済支出から短期借入金（当該借入れを行う年度内に償還期限が到来するものに限る。）に係る支出を控除したものの額と借入金等利息支出の額との合計額が事業活動収入の額に占める割合をいう。以下同じ。）が〇・二以下であること。

(十) (三) 「同上」

七 その他

(一) 文部科学大臣は、第二の規定に基づく認可の審査については、申請者が、私立学校法第三十一条第一項（同法第六十四条第七項において準用する場合を含む。）又は

合を含む。)の申請又は同法第百八条第三項の認可の申請(文部科学大臣への申請に限る。)若しくは文部科学大臣への届出(私立学校法施行規則(昭和二十五年文部省令第十二号)第四十六条第一項第一号の事項に関する届出に限る。)において、偽りその他不正の行為のあった者であつて、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間(二)において「特定期間」という。)を経過していないものである場合には、当該認可をしないこと。

(二) 「略」

第三 都道府県知事の所轄に属する学校法人等が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更等を認可する場合

都道府県知事の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更及び私立学校法第百五十二条第五項の法人が大学等を設置する場合に係る組織変更の認可については、次の基準によつて審査する。

三 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(二)中「二の(二)」とあるのは「第二の二の(二)」と、第二の三の(三)中「第一の三の(五)のうち「学生募集」とあるのは「第二の五の(一)に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の(六)中」とあるのは「第一の三の(六)中」と、「第二の三の(一)」とあるのは「第三の

同法第四十五条の申請(文部科学大臣への申請に限る。)若しくは文部科学大臣への届出(私立学校法施行規則(昭和二十五年文部省令第十二号)第四条の三第一項第一号の事項に関する届出に限る。)において、偽りその他不正の行為のあった者であつて、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間(二)において「特定期間」という。)を経過していないものである場合には、当該認可をしないこと。

(二) 「同上」

第三 都道府県知事の所轄に属する学校法人等が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更等を認可する場合

都道府県知事の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更及び私立学校法第六十四条第四項の法人が大学等を設置する場合に係る組織変更の認可については、次の基準によつて審査する。

三 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(三)中「第一の三の(五)のうち「学生募集」とあるのは「第二の五の(一)に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の(六)中」とあるのは「第一の三の(六)中」と、「第二の三の(一)」とあるのは「第三の三において準用する第二の三の(一)」と読み替えるものとす

三において準用する第二の三の(一)」と読み替えるものとする。

六 その他

その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の(一)中「第二の規定」とあるのは、「第三の規定」と読み替えるものとする。

第四 文部科学大臣の所轄に属する学校法人が学部等を設置する

場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

文部科学大臣の所轄に属する学校法人が学部等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

三 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(一)及び(二)中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の三の(一)中「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の(二)中「二の(二)」とあるのは「第二の二の(二)」と、「準用する」とあるのは「準用する」。この場合において、「大学等」とあるのは、「学部等」と読み替えるものとする」と、第二の三の(三)中「(三)を除く」とあるのは「(一)、(三)及び(六)を除く」と、「第一の三の(五)」とあるのは「第一の三の(二)中「独立大学院大学」とあり、第一の三の(四)中「大学等」とあるのは「学部等」」と、第一の三の(五)」と、「第一の三の(六)中「(三)」とあるの

る。

六 その他

その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の(一)中「第二」とあるのは、「第三」と読み替えるものとする。

第四 文部科学大臣の所轄に属する学校法人が学部等を設置する

場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

文部科学大臣の所轄に属する学校法人が学部等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

三 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(一)及び(二)中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の三の(一)中「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の(二)中「準用する」とあるのは「準用する」。この場合において、「大学等」とあるのは、「学部等」と読み替えるものとする」と、第二の三の(三)中「(三)を除く」とあるのは「(一)、(三)及び(六)を除く」と、「第一の三の(五)」とあるのは「第一の三の(二)中「独立大学院大学」とあり、第一の三の(四)中「大学等」とあるのは「学部等」」と、第一の三の(五)」と、「第一の三の(六)中「(三)」とあるのは「第二の三の(一)」と、「寄附金が収納さ

は「第二の三の(一)」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」と、第一の三の(七)中」とあるのは「第一の三の(七)中」と、「第一の二の(六)のA中」とあるのは「第一の二の(六)から(八)まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の(六)のA中」と、「(五)」とあるのは「第二の三の(一)」とあるのは「(五)」とあるのは「第一の三の(一)」とあるのは「(五)」とあるのは「第一の三の(一)」と読み替えるものとする。

四 役員等について

役員等については、第二の四の規定を準用する。

七 その他

その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の(一)中「第二の規定」とあるのは、「第四の規定」と読み替えるものとする。

第五 設置者の変更に係る文部科学大臣の所轄に属する学校法人

人の寄附行為及び寄附行為の変更等を認可する場合

設置者の変更に係る文部科学大臣の所轄に属する学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更並びに私立学校法第百五十二条第五項の法人の組織変更の認可については、次の基準によって審査する。ただし、設置者の変更は、大学等又は学部等の組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ行われるものであることを要するものとし、当該変更後の財務状況等を勘案し、必要と認められる場合は、負債率及び負債償還率に係る基準を弾力的に取り扱うことができる。

れて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」と、第一の三の(七)中」とあるのは「第一の三の(七)中」と、「第一の二の(六)のA中」とあるのは「第一の二の(六)から(八)まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の(六)のA中」と、「(五)」とあるのは「第二の三の(一)」とあるのは「(五)」とあるのは「第四の三において準用する第二の三の(一)」と読み替えるものとする。

四 役員等について

役員等については、第二の四の規定を準用すること。

七 その他

その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の(一)中「第二」とあるのは「第四」と読み替えるものとする。

第五 設置者の変更に係る文部科学大臣の所轄に属する学校法人

人の寄附行為及び寄附行為の変更等を認可する場合

設置者の変更に係る文部科学大臣の所轄に属する学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更並びに私立学校法第六十四条第四項の法人の組織変更の認可については、次の基準によって審査する。ただし、設置者の変更は、大学等又は学部等の組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ行われるものであることを要するものとし、当該変更後の財務状況等を勘案し、必要と認められる場合は、負債率及び負債償還率に係る基準を弾力的に取り扱うことができる。

一 設置者の変更により大学等の設置者となる学校法人の寄附行為の認可について

(一)・(二) 「略」

(三) 経営に必要な財産については、第一の三(一)及び(五)を除く。()の規定(設置者の変更を行うおとする大学等に置かれている学部又は学科の収容定員充足率が、〇・七を下回っている場合にあつては、第一の三(一)を除く。()の規定)を準用する。この場合において、第一の三(二)中「独立大学院大学」とあるのは「大学等」と、第一の三(三)中「申請時」とあるのは「開設時」と、「収納されている」とあるのは「収納される見込みがある」と、第一の三(六)中「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、第一の三(七)中「二」とあるのは「第一の二」と、「一五」とあるのは、「三の三」とあるのは「一五」とあるのは「第五の一の三」において準用する第一の三(三)と、「申請時までに収納されている」とあるのは「開設時までに収納される見込みがある」と、「一七」と、第一の二(七)のイ中「申請時までに寄附」とあるのは「開設時までに寄附」と読み替えるものとする。

(四) 「略」

(五) その他については、第一の五の規定を準用する。この場合において、第一の五(一)中「第一の規定」とあるのは、「第五の規定」と読み替えるものとする。

二 設置者の変更により大学等の設置者となる学校法人の寄附行為の変更及び私立学校法第百五十二条第五項の法人の

一 設置者の変更により大学等の設置者となる学校法人の寄附行為の認可について

(一)・(二) 「同上」

(三) 経営に必要な財産については、第一の三(一)及び(五)を除く。()の規定を準用する。この場合において、第一の三(二)中「独立大学院大学」とあるのは「大学等」と、第一の三(三)中「申請時」とあるのは「開設時」と、「収納されている」とあるのは「収納される見込みがある」と、第一の三(六)中「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、第一の三(七)中「二」とあるのは「第一の二」と、「三の三」とあるのは「第五の一の三」において準用する第一の三(三)と読み替えるものとする。

(四) 「同上」

(五) その他については、第一の五の規定を準用する。この場合において、第一の五(一)中「第一」とあるのは、「第五」と読み替えるものとする。

二 設置者の変更により大学等の設置者となる学校法人の寄附行為の変更及び私立学校法第六十四条第四項の法人の組

組織変更の認可について

(一)・(二) 「略」

(三) 経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(一)中「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の(二)中「(二)とあるのは「第二の二の(二)」と、第二の三の(三)中「(三)を除く。」の規定」とあるのは「(一)、(三)及び(五)を除く。」の規定（設置者の変更を行おうとする大学等に置かれている学部又は学科の収容定員充足率が、〇・七を下回っている場合にあつては、第一の三(一)及び(三)を除く。）の規定」と、「(五)のうち「学生募集」とあるのは「第二の五の(一)に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」とあるのは「(二)中「独立大学院大学」とあるのは「大学等」と、「第二の三の(一)」とあるのは「第五の二の(三)において準用する第二の三の(一)」と、「寄附金」とあるのは「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、「寄附金」と、「収納されている寄附金」とあるのは「申請時までに収納されている寄附金」と、「保有している寄附金等の資産」とあるのは「開設時までに保有する見込みがある寄附金等の資産」と、第一の二の(七)のイ中「申請時までに寄附」とあるのは「開設時までに寄附」と読み替えるものとする。

(四)・(五) 「略」

(六) その他については、第二の七の規定を準用する。この

組織変更の認可について

(一)・(二) 「同上」

(三) 経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(一)中「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の(三)中「(三)を除く」とあるのは「(一)、(三)及び(五)を除く」と、「(五)のうち「学生募集」とあるのは「第二の五の(一)に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」とあるのは「(二)中「独立大学院大学」とあるのは「大学等」と、「第二の三の(一)」とあるのは「第五の二の(三)において準用する第二の三の(一)」と、「寄附金」とあるのは「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、「寄附金」と読み替えるものとする。

(四)・(五) 「同上」

(六) その他については、第二の七の規定を準用する。この

場合において、第二の七の(一)中「第二の規定」とあるのは、「第五の規定」と読み替えるものとする。

三 設置者の変更により学部等（学部の学科を除く。以下三において同じ。）の設置者となる学校法人の寄附行為の変更の認可について

(一)・(二) 「略」

(三) 経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(一)及び(二)中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の三の(一)中「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の(二)中「二の(二)」とあるのは「第二の二の(二)」と、「準用する」とあるのは「準用する」。この場合において、「大学等」とあるのは、「学部等」と読み替えるものとする」と、第二の三の(三)中「(三)を除く。」の規定「とあるのは「(一)、(三)、(五)及び(六)を除く。」の規定（設置者の変更を行うおととする学部等の収容定員充足率が、〇・七を下回っている場合にあつては、第一の三(一)、(三)及び(六)を除く。）の規定」と、「(五)のウ中「学生募集」とあるのは「第二の五の(一)に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の(六)中「(三)」とあるのは「第二の三の(一)」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」とあるのは「(二)中「独立大学院大学」とあるのは「学部等」と、第一の三の(四)中「大学等」とあるのは「学部等」と、「第一の二の(六)の(ア)中」とあるのは

場合において、第二の七の(一)中「第二」とあるのは、「第五」と読み替えるものとする。

三 設置者の変更により学部等（学部の学科を除く。以下三において同じ。）の設置者となる学校法人の寄附行為の変更の認可について

(一)・(二) 「同上」

(三) 経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(一)及び(二)中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の三の(一)中「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の(二)中「準用する」とあるのは「準用する」。この場合において、「大学等」とあるのは、「学部等」と読み替えるものとする」と、第二の三の(三)中「(三)を除く。」とあるのは「(一)、(三)、(五)及び(六)を除く」と、「(五)のウ中「学生募集」とあるのは「第二の五の(一)に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の(六)中「(三)」とあるのは「第二の三の(一)」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」とあるのは「(二)中「独立大学院大学」とあるのは「学部等」と、第一の三の(四)中「大学等」とあるのは「学部等」と、「第一の二の(六)の(ア)中」とあるのは「第一の二の(六)から(ハ)まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の(六)の(ア)中」とあるのは「学部等」と、第一の二の(六)の(ア)中「(五)」とあるのは「第二の三の(一)」とあるのは「(五)」とあるのは「第五の三の(三)において準用する第二の三の(一)」と読み替

み替えるものとする。

「第一の二の(六)から(八)まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の(六)の「ア中」と、「(五)」とあるのは「第二の三の(一)」とあるのは「(五)」とあるのは「第五の三の(三)において準用する第二の三の(一)」と、「収納されている寄附金」とあるのは「申請時までには収納されている寄附金」と、「保有している寄附金等の資産」とあるのは「開設時までには保有する見込みがある寄附金等の資産」と、第一の二の(七)のイ中「申請時までには寄附」とあるのは「開設時までには寄附」と読み替えるものとする。

(四) (五) 「略」

(六) その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の(一)中「第二の規定」とあるのは、「第五の規定」と読み替えるものとする。

別表第一 標準設置経費額（第一の二の(一)、第二の二の(四)、第三の二、第四の二、第五の(一)の(二)、第五の二の(二)及び第五の三の(二)関係）

一 「略」

二 短期大学

(一) 収容定員が一五〇人以下の場合

(単位：百万円)

備考	〔略〕		
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
四	一～三	〔略〕	前号において、基準面積とは、第二号の「ア」から

(四) (五) 「同上」

(六) その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の(一)中「第二」とあるのは、「第五」と読み替えるものとする。

別表第一 標準設置経費額（第一の二の(一)、第二の二の(四)、第三の二及び第四の二関係）

一 「同上」

二 短期大学

(一) 収容定員が一五〇人以下の場合

(単位：百万円)

備考	〔同上〕		
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
四	一～三	〔同上〕	前号において、基準面積とは、第二号の「ア」から

ウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに含まれる学科の種類（ただし、同号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。）の短期大学設置基準別表第二のイの表又は専門職短期大学設置基準別表第二のイの表に定める基準校舎面積（以下別表第一の二において単に「基準校舎面積」という。）のうち、その面積が最小である当該面積をいう。（別表第一の二の（二）の表備考第二号において同じ。）

五 短期大学設置基準第三十八条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十四条第一項に規定する共同学科（以下「短期大学の共同学科」という。）に係る標準設置経費額は、第一号及び第三号の規定にかかわらず、それぞれの短期大学の共同学科の収容定員を合わせて一の学科とみなした場合の標準設置経費額（以下この号において「短期大学全体標準設置経費額」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した額とする。ただし、それぞれの短期大学の共同学科に係る校舎及び設備の整備に要する経費を合計した額が、短期大学全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

六
〔略〕

ウまでに掲げる区分に応じ、当該各号に含まれる学科の種類（ただし、同号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。）の短期大学設置基準別表第二のイの表又は専門職短期大学設置基準別表第二のイの表に定める基準校舎面積（以下別表第一の二において単に「基準校舎面積」という。）のうち、その面積が最小である当該面積をいう。（別表第一の二の（二）の表備考第二号において同じ。）

五 短期大学設置基準第三十八条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十四条第一項に規定する共同学科（以下「短期大学の共同学科」という。）に係る標準設置経費額は、第一号及び第三号の規定にかかわらず、それぞれの短期大学の共同学科の収容定員を合わせて一の学科とみなした場合の標準設置経費額（以下この号において「短期大学全体標準設置経費額」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した額（以下この号において「短期大学別標準設置経費額」という。）以上であることを要する。ただし、それぞれの短期大学の共同学科に係る校舎及び設備の整備に要する経費を合計した額が、短期大学全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

六
〔同上〕

三 高等専門学校

(二) 「略」
(単位：百万円)

備考	「略」	「略」	「略」
	「略」	「略」	「略」
	「略」	「略」	「略」

一 標準設置経費額は、校舎の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。

二 「略」

三 四〇〇人未満で二〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表の二〇〇人の場合の欄に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア・イ 「略」

四 四〇〇人を超える収容定員の場合における標準設置経費額は、次のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表の四〇〇人の場合の欄に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア・イ 「略」

三 高等専門学校

(二) 「同上」
(単位：百万円)

備考	「同上」	「同上」	「同上」
	「同上」	「同上」	「同上」
	「同上」	「同上」	「同上」

一 標準設置経費額は、校舎の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。

二 「同上」

三 四〇〇人未満で二〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア・イ 「同上」

四 四〇〇人を超える収容定員の場合における標準設置経費額は、次のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア・イ 「同上」

別表第二 標準經常経費額（第一の三の（一）、第二の三の（三）、第三の三、第四の三、第五の一の（三）、第五の二の（三）及び第五の三の（三）関係）

（単位…千円）

〔略〕

〔略〕

備考

一 〔略〕

二 教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める基幹教員の数とする。ただし、大学（独立大学院大学を除く。）、修業年限が三年である短期大学及び高等専門学校の研究実施組織を段階的に整備する場合（開設時に複数の学年の学生を受け入れる場合を除く。）は、当該教員数に、修業年限が四年の大学及び高等専門学校にあつては二分の一、修業年限が六年の大学にあつては三分の一、修業年限が三年の短期大学にあつては三分の二を乗じて得た数をもって教員数に代えることができる。

三 〔略〕

四 大学の共同学科に係る標準經常経費額は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について大学設置基準第四十六条又は専

別表第二 標準經常経費額（第一の三の（一）、第二の三の（三）及び第三の三関係）

（単位…千円）

〔同上〕

〔同上〕

備考

一 〔同上〕

二 教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める基幹教員の数とする。ただし、第一の三の（一）のただし書きに規定する場合（開設時に複数の学年の学生を受け入れる場合を除く。）において、大学、修業年限が三年である短期大学及び高等専門学校が行うときは、当該教員数に、修業年限が四年の大学及び高等専門学校にあつては二分の一、修業年限が六年の大学にあつては三分の一、修業年限が三年の短期大学にあつては三分の二を乗じて得た数をもって教員数に代えることができる。

三 〔同上〕

四 大学の共同学科に係る標準經常経費額は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について大学設置基準第四十六条により

門職大学設置基準第五十八条により算定された大学別基幹教員数又は専門職大学別基幹教員数をこの表に適用して得られる額（以下「大学別標準経常経費額」という。）とする。ただし、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして大学設置基準第四十六条又は専門職大学設置基準第五十八条により算定された全体基幹教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

五 短期大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について短期大学設置基準第三十九条又は専門職短期大学設置基準第五十五条により算定された短期大学別基幹教員数又は専門職短期大学別基幹教員数をこの表に適用して得られる額（以下「短期大学別標準経常経費額」という。）とする。ただし、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして短期大学設置基準第三十九条又は専門職短期大学設置基準第五十

算定された大学別基幹教員数をこの表に適用して得られる額（以下「大学別標準経常経費額」という。）とする。ただし、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして大学設置基準第四十六条により算定された全体基幹教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

五 短期大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について短期大学設置基準第三十九条により算定された短期大学別基幹教員数をこの表に適用して得られる額（以下「短期大学別標準経常経費額」という。）とする。ただし、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして短期大学設置基準第三十九条により算定された全体基幹教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認め

五条により算定された全体基幹教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

られる場合には、この限りでない。

備考 表中の「」の記載及び表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一の四の改正規定、第一の五の(一)の改正規定、第二の四の改正規定、第二の七の(一)の改正規定、第三の三の改正規定を除く。)、第四の七の改正規定及び第五の改正規定(第五の一の(三)の改正規定、第五の二の(三)の改正規定及び第五の三の(三)の改正規定を除く。)は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 令和七年度に行おうとする私立の大学の設置等(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文部科学省令第十二号)第一条に規定する大学の設置等(大学の大学院の研究科の専攻の設置及び専攻に係る課程の変更を除く。)をいう。)に伴う学校法人の寄附行為の認可又は寄附行為の変更の認可(以下「私立大学等の寄附行為の認可等」という。)の申請に係る審査については、なお従前の例による。